

# 『平安仮名書状集』『中古中世仮名書状集』 所収資料からみた散らし書き

中川美和

## 1 はじめに一問題のありか

藤原為房妻書状（応徳元（1084）—三（1086）年）（以下、「為房妻書状」とする）は、「繊細な筆線と流麗な連綿による見事な散らし書きが看取される」<sup>1)</sup>資料であり、一方で、私文書であり、読み手に理解されることが第一義である実用文でもある。

拙稿<sup>2)</sup>では、為房妻書状の散らし書きの特徴として、以下の点を指摘した。

- まず料紙の中央の高い位置から大きな文字で縦書きに書き始められる。
- 次行は冒頭よりもやや低い行頭から書き出される。
- さらに次の行も、その冒頭よりは低い行頭ではじまる。
- 料紙の左端にきたら、料紙の右寄りに移る（返し書き）。
- 返し書きの場合も、次行からは全体的に返し書きの最初の行頭よりも低い位置に行頭がおかれる。
- 袖書きが埋まったら、今度は料紙の上部分に、中央部分の行間をぬうようなかたちで書き進められる。
- 料紙の上部分は、書字方向が斜めであることもある。

さらに、こうした行の連続を一枚の料紙全体からみると、行のまとまり（塊）すなわちブロックが存在することを指摘した。ブロックは、視覚的な段落の役割を果たしている。ブロック内では、全体的に、行は高い位置から次第に低くなっていく。前の行よりも高くなることはあるが、決してブロック冒頭の行頭の高さを超えることはない。

行数の多い書状も、少ない書状も、同じように中央の高い位置から大きな文字でかきはじめられる。よって、全体の情報量が多く文字数および行数が多い書状については、次第に行間や文字がこまかくなっていく。重要なのは、情報量が多いからといって、最初から小さな字で書いたり、端から改行を少なくして詰めて書くということはない、という点である。

情報量の多少に関わらず、同じ書式をとることによって、読み手にとっては、文字を読む順番が定まり、書き手にとっては、文字数や改行数を気にせず書きすすめることができる、という利点がある。つまり、仮名書状の散らし書きは、限定された一枚の料紙

のなかで、予測できない文字数（改行数）に柔軟に対応できる、合理的な書式である、ということができる。

この仮設は、仮名書状の情報量という観点からも補強される。すなわち、あらかじめある程度伝達したい内容は決まっていたとしても、最終的にどの程度の量になるのかは、実際に書いてみないとわからない。にもかかわらず、文字の量によって料紙の大きさを加減することはできず、媒体の範囲（＝料紙の大きさ）は決まっている。

しかし、仮名書状は縦書きであるから、スタート地点さえわかれば、あとは右から左へと読んでゆけばよい。もし書状の途中で料紙の端にゆきあたった場合も、再スタート地点（散らし書きの場合は、袖書き）さえわかれば、同じように右から左へと読み進めればよい。肝心なのは、読むべき行の順番であって、それがわかっているならば、最初から最後まで意味のある文章を読み通すことができるのである。

なお、ブロックと内容の関連については、以下の点を指摘した。

- 付届は別ブロックであることが多い。
- ブロック（視覚上の段落）は内容上の段落とは対応していない。

このように、内容とブロックが完全には一致していないことによって、却ってブロックの配置を自由に設定できることになる<sup>3)</sup>。

その他の散らし書きの利点として、一度読んだ手紙を読み返したいときに、アクセスしやすいこと、原則として一枚の料紙に全情報があるので、ブロックのどの位置かという場所で内容を記憶できることを指摘した。

長々と前稿を振り返ったのは、上記のような為房妻書状の特徴が、為房妻書状のみに見られるものなのか、他の資料にも現れるものなのか、を調査分析することが、本稿の目的であるためである。同時に、もし為房妻書状と同時代の資料や、為房妻書状よりも後の資料に同様の現象が確認できるとすれば、どこが共通しており、またそれは何を反映しているのか（いないのか）について考察したい。

散らし書きを、縦書きと横書きの別や、原稿用紙の升目などのような、文字・表記において、異体仮名の選択やかなづかいに比べて抽象的なレベルでの書記システムと位置づけるとすると、それらは同時代的に、あるいは時代を経て共有されることがありうるだろうか。もしそれが見いだされるなら、どのような点に共通点があり、ことばの伝達の面からみてどのように位置づけられるのだろうか。本稿では、その手がかりとして、為房妻書状の書かれた平安時代後期、12世紀書写の韻文資料や、同時代の仮名書状との比較を行う。また、為房妻書状以降の、13世紀以降の書状群の調査分析を行い、共通点と相違点を指摘する。

## 2 韻文資料における散らし書きとの比較

韻文資料すなわち和歌における散らし書きについては、仮名書状における散らし書きとの新古関係について触れた浅田（2011）がある。本稿はどちらが先行したのかを明らかにすることを目的とするものではないが、再度確認しておく。

平仮名の散文（書状）でも散らし書きが行われるが、和歌の書写での散らし書きが先行したと考える。…（中略）…文章を散らし書きにすることは、読み手にとっては…（中略）…ある程度の障害になるが、にもかかわらずそうした技法が取り入れられていったのは、当初は和歌のような、短くかつ定型を持つ文に適用されていたため、散らされていても正しい順序を推知することが容易であったからだと思われるのが妥当と思えるからである。

本稿では、残存する資料の書写年代からは、両者の新旧関係を確実に位置づけることはできないと考える。しかし、韻文資料における散らし書きと仮名書状とのそれとを比較することで、散らし書きの機能についてとらえなおす手がかりが得られるのは確かであろう。

一方、『日本語学大辞典』（「平仮名」【書芸の展開】）は、以下のように述べる。

…（略）…技法的な書法も起こった。仮名消息では、紙の端（前部）を少し空白として残し、連綿の特性から行がやや右に流れることもあって、徐々に行頭を下げていく書き方が行われる。やがて、1紙のうちに書ききれなかった部分を紙の端に戻って下部に本行より小さく書くことが行われるようになり、それが形式化するとともに、さらに端上部にも書かれるようになって次第に複雑化し、鎌倉期には散らし書きと言われる技巧的な書き方が完成された。室町時代の女房奉書などは極めて複雑な散らし書きの様態を見せ、更に武家や庶民の女性消息文にも広まった。

一方、和歌の書写においても散らし書きと呼ばれる技巧が用いられる。用紙の余白を多く取りつつ、歌の各句を紙面に様々なやり方で配置するものである。古例としては、三色紙（『継色紙』『寸松庵色紙』『升色紙』）などがあり、伝藤原行成『麒麟抄』など中世以降の書道伝書・故実書にはその様々な定型についての記述が見える。（矢田勉氏記述）

ここでは仮名書状の散らし書きと和歌の散らし書きを、一旦は同じ項目のなかで扱いつつ、両者を互いに独立して定義している。連続性は必ずしも強調されていない。

散らし書きに限らず、書記資料としての韻文資料と仮名書状とは、文字表記の研究において別々に扱われてきた。たとえば、矢田（1998）は、

**一次の書記資料** 書記者自身が文章を練りながら同時に記していった資料。

**二次的書記資料** 書写資料。親本の影響を大きく受ける。

としている。

また、安田（1971）では、

和歌とか物語文とかのいわば美的表現に関与するところの晴の文献  
伝達を最大の眼目としたもの 覚書、書簡更には通達などの実用文  
とに分ける。

さらに、伊坂（1988ab）は、以下のように三分している。

**仮名書道作品** ことばの内容の把握・伝達よりも視覚的な美的鑑賞を主眼として、したがって表記についてはほとんど無関心・無頓着である

**実用文** 内容の伝達に主目的があるが、文字・表記については意識的・反省的になされない

**証本** ことばの把握・内容の正確な伝達を最優先事項とし、したがってそのための文字・表記に対して細心の注意を払っている

これらをふまえると、そもそも、和歌の散らし書きは仮名書状の散らし書きとは連続しているのか？ という疑問が浮かぶ。

本章では、韻文資料における散らし書きと、為房妻書状の散らし書きとを比較する。資料として、『寸松庵色紙』『継色紙』『元永本古今和歌集』をとりあげる<sup>4)</sup>。

その結果、以下のようなことがわかった。

- ・韻文資料に返し書きの確例はない（『継色紙』については判断が難しい例がある<sup>5)</sup>。）
- ・韻文資料の散らし書きは空間が多い<sup>6)</sup>。
- ・韻文資料の散らし書きは、和歌一首ごとのブロックとみることができる。

ここでは、『元永本古今和歌集』と為房妻書状の散らし書きを比較することとする。

まず、共通点だが、

- ・行の高さを違える場合がある。
- ・行の単位は必ずしも意味の単位（句や節、文など）と対応しない。改行は恣意的
- ・平仮名で連綿がなされており、前の字に対して正面の方向に縦に連なる書式で書かれる。

などがあげられる。

一方で、相違点として、

- ・書状では返し書きが一般的であるが、元永本には返し書きはない。
- ・書状では情報量に応じて料紙の空間（文字の書かれていない部分）が変わる。韻文においては空間がむしろ重要視されているように見える。

- ・書状のブロックは内容とほぼ無関係であるが、元永本では和歌一首が1ブロックに対応する。

などがあげられる。相違点は、韻文資料が一首全体が特定され、歌の始めと終わりが視覚的にもわかりやすいという特徴に基づくと考えられる。これによって、先行研究も指摘するように、読みと内容が特定されるからである<sup>7)</sup>。

『元永本古今和歌集』は保安元（1120）年、為房妻書状のやや後の書写で、粘葉装すなわち冊子体である点など書状とは書写年代を含めた条件が異なる。何より違うのはその空間の使いかたであり、自由に行の高さが変えられているという点である。為房妻書状の、右から左へ徐々に行の高さが低くなっていくという書式は、元永本にはみられない。また、冊子体であるということが要因であろうが、返し書きがみられないことも大きな違いである。

このように、仮名書状の散らし書きと韻文資料（和歌）の散らし書きは平仮名を使用するという点では共通しているが、断絶も大きい。両者は書字方向は前の字に対して正面の方向に縦に連なる書式で書かれた点、行の高さを違える場合があることでは共通しているが、その目的や機能は異なる。

### 3 為房妻仮名書状以外の仮名書状における散らし書きとの比較

本章では、為房妻仮名書状と他の仮名書状との散らし書きの比較を行う。目的は、通時的・共時的にみた為房妻仮名書状の位置づけである。同時代の仮名書状と書式は一致するか、後世の仮名書状と書式は一致するか、伝達内容と書式との関わりは同じか、共通点があるとすれば、どの点で、どのように共有され（ていっ）たのか、などについて考察する。

#### 3.1 調査資料と方法

まず、仮名書状を調査対象とする場合の、資料選定と方法の問題点について確認する。

仮名書状は、読みが明らかにならないと行配列順を特定できない。一方で、行配列順が特定できないと読めない、という方法上の矛盾をはらんでいる。

たとえば、以下は、今回対象資料としたもののうち「近衛兼経仮名書状 5(51)」において、行配列順の解釈が二通りあることを示したものである<sup>8)</sup>。

本稿では、このように、現時点での書状の内容から稿者が判断した行配列解釈により分析を行った。（久曾神 [3] には翻刻はあるが、解釈はない）。なお、〈近衛兼経仮名書状 5(51)〉は図1の上下いずれの解釈でも、同じB型（後述）に分類される文書なので、

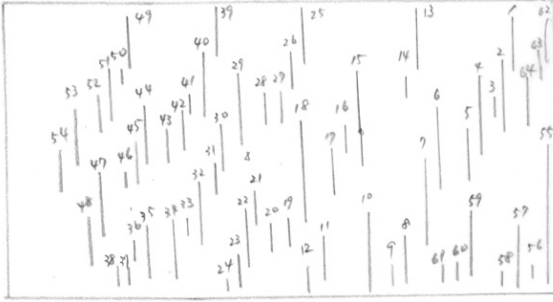
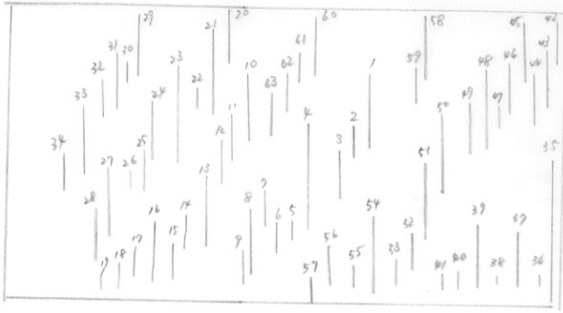


図 1 近衛兼経假名書状 5(51)

今回の分析に支障はない。他の文書も同じであった。

また、為房妻書状のように、書き手および宛先が同一で書写年代もほぼ同じ時期のものがまとまった形で残っているものはきわめて少ない。調査対象となる假名書状の母集団をどの範囲で決定するか、という問題がある。また、散らし書きでない假名書状も多く存在するなか、なにを散らし書きと判断するかという問題もある。翻刻のあるもの、画像のあるもの、かつ、まとまった量を持ち、質が共通しているものとなるとさらに限られてくる。

こうした条件をかんがみて、本稿では以下の假名書状を対象とした。

調査対象資料と凡例は以下の通りである。なお、假名書状の書き手や宛先、書写年代等の書誌情報はすべて久曾神 [1] [2] [3] によった。

1. 久曾神昇『平安時代假名書状の研究』（風間書房）一九六八年十月（新訂版一九七六年五月・増補改訂版一九九二年八月）・・・久曾神 [1] とする

2. 久曾神昇『平安仮名書状集』（汲古書院）一九九二年一月…\*久曾神 [2] とする
3. 久曾神昇『中古中世仮名書状集』（風間書房）二〇〇〇年十二月…\*久曾神 [3] とする。詳細は以下のとおり。

- 文泉抄紙背仮名書状 3通
- 近衛兼経仮名書状（経典紙背）20通
- 大炊御門師経仮名書状（経典紙背）18通
- 某氏拾集仮名書状（経典紙背）18通

※下線部はそれぞれの文書の略称。上記を中心に、為房妻書状以外の仮名書状の散らし書きについて分析する<sup>9)</sup>。

以下では、各文書群をさらに書式によって分類した結果を示す。

- A型：散らし書きでないもの。
- B型：散らし書きで行の高低差や返し書きがあるもの。
- C型：散らし書きで右端から紙面に向かって斜め方向に順に書くもの。

表1 中古中世仮名書状集散らし書きの型

	A型	B型 散書①	C型 散書②	計
文泉	0	3	0	3
兼経	0	14	6	20
師経	0	13	5	18
拾集	6	11	1	18

表2 中古中世仮名書状集散らし書きの型 文書内訳  
それぞれの文書の内訳を文書の図番号で示す。

	A型	B型 散書①	C型 散書②
文泉	なし	43, 44, 45	なし
兼経	なし	47, 48, 49, 50, 51, 53, 54, 58, 59, 60, 62, 63, 64, 65	52, 55, 56, 57, 61, 66
師経	なし	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 78, 80, 81, 82, 83	68, 70, 73, 75, 84
拾集	87, 88, 93, 95, 97, 99	85, 86, 89, 90, 91, 92*, 94, 96, 98, 100*, 101	102

所収資料の書式分類（\*は行の高低差がごく小さいもの）

## 凡例

1. 図版は久曾神 [1] [3] を主に用いる。

2. 仮名書状の図版等の出典は、「某（男）書状 久曾神 [1] 35 図」のように「文書名・久曾神 [1] または [3] の図番号」の順番に記す。

「虚空藏菩薩念珠次第紙背文書」3種（40）などは対象外とし、調査対象は、全紙が残存している仮名書状に限定した。また、組版の都合上、図の大きさは必ずしも元の書状の大きさを反映したものではない。

### 3.2 12世紀の仮名書状との比較

図2の〈皇嘉門院御処分状 久曾神 [1] (31)〉はA型で、散らし書きが見られない。右端から書き始め、左端まで同じ高さ、長さの行が続く。漢文文書と同じ書式である。これは同書状が公文書である（「治承四年五月十一日」の日付あり）という性格によるものと考えられる。

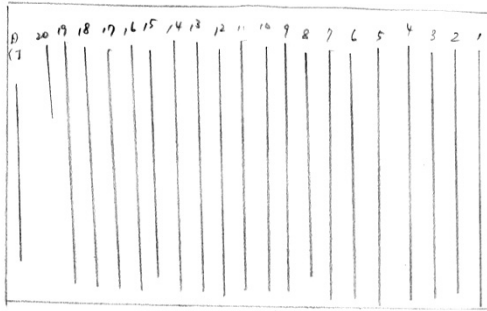


図2 皇嘉門院御処分状 久曾神 [1] (31) [A型]

図3の〈某（男）書状〉および図4の〈北山抄紙背仮名書状〉は、返し書きを含む散らし書きがみられる書状の例としてあげる。〈北山抄紙背仮名書状 久曾神 [1] 241A〉を久曾神 [1] は241B図に続くとするが、別紙として扱った。

図5〈三宝感応要録紙背仮名書状 甲四 5 久曾神 [1] (160)〉も同様に返し書きのある例である。

図6〈某仮名書状（高山寺文書④）『中世』2-22）（12世紀（年月日未詳）国立歴史民族博物館蔵）は、散らし書きではあるが、返し書きはみられず、書字方向が紙面に向かって斜め方向に、右から左へと書き進むものである。「散書②」とした。後述するが、C型は、行の高低差はあるものの、料紙の上辺を右端と見れば、書字方向が料紙に対して斜めであるだけで、A型と同じく右から左へ書き進めるタイプの書記システムとみなすことができる。



さて、ここでは、最も数の多い、B型について為房妻書状と比較する。冒頭を行頭を超えない、という行配置は為房妻に独自のものであり、他の仮名書状ではそれほど厳密ではないことがわかる。ただし、自然に右肩から左へ下がっていく書式は同じである。

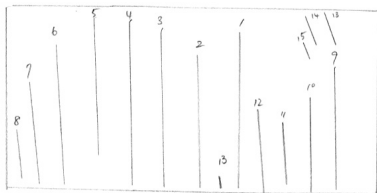


図3 某(男)書状久曾神 [1] 35 図 [不空紙背] [B型]

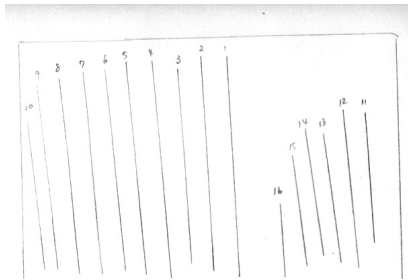


図4 北山抄紙背仮名書状久曾神 [1] 241A [B型]

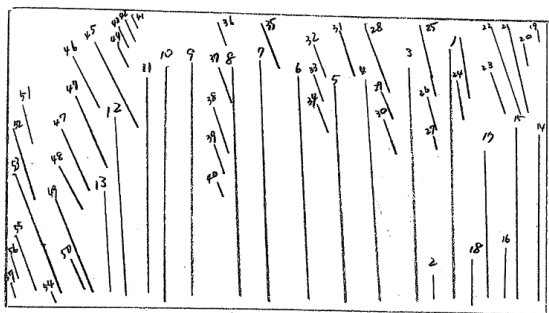


図5 三宝感応要録紙背仮名書状 甲四 5 久曾神 [1] (160) [B型]

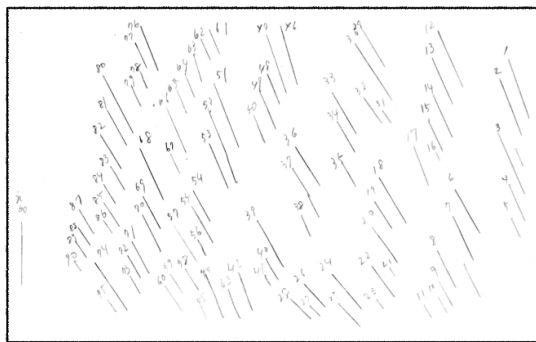


図6 某仮名書状 (高山寺文書④) 『中世』2-22 [C型]

### 3.3 『中古中世仮名書状集』所収仮名書状との比較

本章では『中古中世仮名書状集』所収仮名書状の散らし書きについてみていく。

まずA型は、全体的に数が少ない。〈文泉〉〈兼経〉〈師経〉には用例がなく、〈拾集〉のみにみられる。図7〈某氏拾集仮名書状 11(95)〉を例として示す。

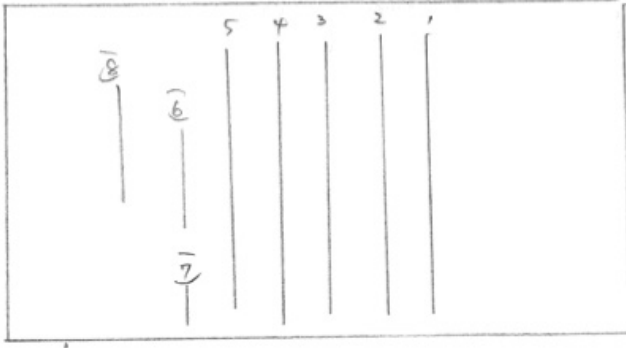


図7 某氏拾集仮名書状 11(95) [A型]

次に、B型（散書④）について述べる。今回調査したもののなかで、もっとも多い型の散らし書きである。中には行の高低差がごく小さいものもあるが（表1で\*印で示した2通）、返し書きを含むものもみられる。図8〈文泉抄紙背仮名書状 2(44)〉、図9〈近衛兼経仮名書状 8(54)〉、図10〈大炊御門師経仮名書状 11(77)〉、図11〈某氏拾集仮名書状 7(91)〉の翻刻もあわせて示す。翻字は久曾神 [3] によった。

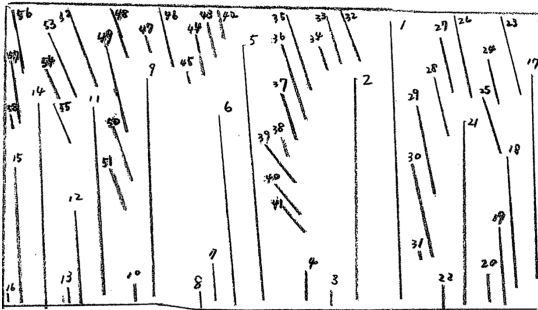


図8 文泉抄紙背仮名書状 2(44) [B型]

てんぐにめを見いられなどする事のあまりた  
 のもし／＼／き／まいりなどし／もたぬ／に／たばむれ  
 うぞ／このうすやうなる／さやうのことに／お  
 それある／まじ／き／まもり二かき／て／おほせこ  
 と候／つねはもの、け／を／やみ／二日はかり  
 やがて／よく、／くんじて／まいらせ／させ給へ  
 さる人のこふ事のあるに／（た）まはむ／れう  
 ぞ／ふどう／大るとく／などにて／こそは／あらめ  
 な。／（つ）くるもの／なら／ば／大るとく／干  
 ん／ふどう／干してまいらせさせ給へ／二人に／たば  
 ん／ずる／なり／よく、／申し候（）

十四日にて候は、御目かず、いくかにて候はんずらん、御きたにて、いまひとりをとこそ、御とぶらいに、きた、すえさま三日のほどをとこそ、すれ、ば、申、げに、候へ、とがの、をの、御あらまし、一定にて、候は、そのを、り、よるづうけた、まはり、候べく候、まづ六、いち、は、申し、候はん、ずる、な、かやうの、事までも、とがの、を、まちて、候べく候。あなかしく、

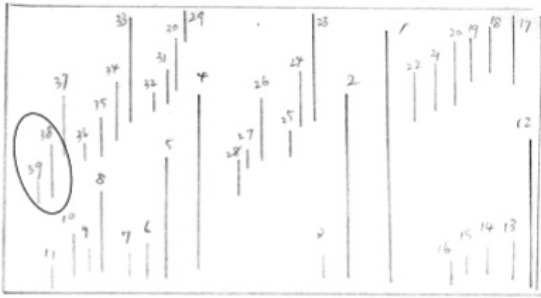


図9 近衛兼経仮名書状 8(54) [B型]

申し入れ候べしとも、おぼし候はず、よるこび、おぼして、を、は、し、ま、し、候、よ、を、へ、て、これ、さ、へ、御、かな、し、き、事、の、か、ず、に、て、候、つ、く、ゆ、く、と、思、ふ、事、候、ま、し、て、御、に、こ、や、か、に、め、で、た、く、て、候、す、べ、て、う、し、な、い、候、ふ、ぜ、い、候、ま、じ、く、候、い、つ、ま、で、も、て、は、な、ち、候、は、ず、ひ、ざ、う、し、候、べ、く、ま、こ、れ、に、も、つ、ぶ、し、候、て、い、か、し、候、べ、き、と、ま、こ、れ、に、も、を、は、し、ま、し、て、候、さ、て、か、ち、や、う、な、に、と、候、て、し、に、返、め、で、た、く、候、わ、う、の、事、と、う、た、に、申、候、べ、く、候、(こ、れ、は、世、に、は、な、き、事、げ、に、候、を、じ、や、う、ず、に、も、と、め、い、だ、し、て、候、つ、る、か、り、て、ま、い、ら、せ、候、べ、く、候、と、申、上、て、候、た、の、こ、と、う、け、給、候、ぬ、)て、よ、る、こ、び、入、候、い、つ、と、候、は、ぬ、)た、こ、ひ、し、う、お、ほ、え、て、を、は、し、ま、し、て、候、よ、し、を、よ、く、御、心、へ、候、て、ひ、ろ、う、候、べ、く、候。あなかしく、

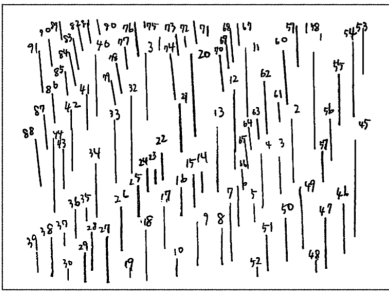


図10 大炊御門師経仮名書状 11(77) [B型]

〈師経 (11) (77)〉改行位置と文節が一致している場合が多い。

B型の仮名書状群は、行の高低差がある点、返し書きがある点、中央から書き出している点、料紙の上辺に書き入れたり、行間にあとから書き込んだりなどの点において、為房妻書状と共通している。

一方、為房妻書状との相違点は、まず、改行位置が文節区切りと一致する例が見られることである。図10〈大炊御門師経仮名書状 11(77)〉はその例である。為房妻では内容と書式は必ずしも一致していないが、少なくとも『中古中世仮名書状集』におけるB型の書状群は、伝達内容によって改行を行っていることが伺える。

また、文末表現の「候」や終末の「あなかしく」など定型表現が頻出するようになる。図9〈近衛 8(54)〉および図11〈拾集 7(91)〉の○で囲んだ部分が「あなかしく」の配

置された箇所である。図9〈近衛 8(54)〉の「あなかしく」は文書末におかれているが、図11〈拾集 7(91)〉の「あなかしく」は料紙のほぼ中央に位置している。定型表現が文の終了や文書の終了を明示する役割を果たすため、却って散らし書きの行配置は自由になり、結果としてより複雑になる。図11〈拾集 7(91)〉の「あなかしく」は、定型表現が文末を明示しているゆえに、文書末から「解放」されて配置された例だと解釈できる。

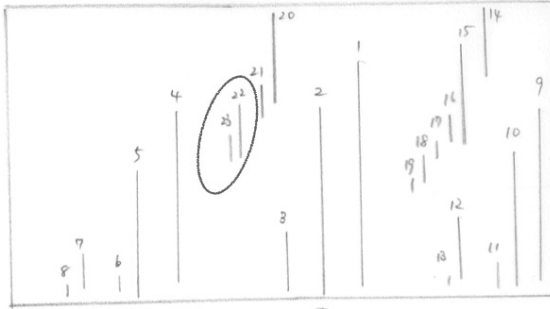


図11 某氏拾集仮名書状 7(91) [B型]

他にも、為房妻書状に比べて、二重三重に返し書きが行われている例や、行間への書き入れ部分がさらに細かく頻繁に行われる例がある。図10〈師経 11(77)〉などはその例である。図10〈師経 11(77)〉は「候」が頻出しており、「あなかしく」もみえる。返し書きの配置は複雑であるが、改行と文節は一致していることが読解の助けになっていると考えられる。

最後にC型の書状についてのべる。C型は為房妻書状にはみられないが、12世紀の書状のうち、図6〈某仮名書状(高山寺文書④)『中世』2-22)〉がとっている書式である。

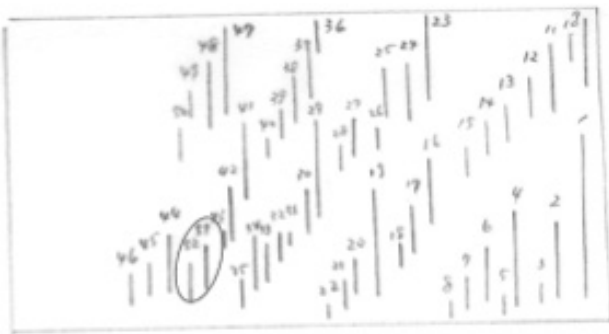


図12 近衛兼経仮名書状 11(56)

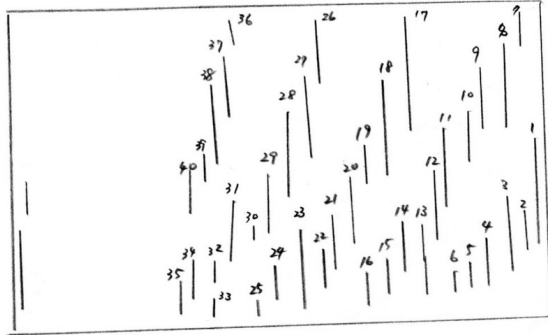


図13 大炊御門師経仮名書状 18(84)

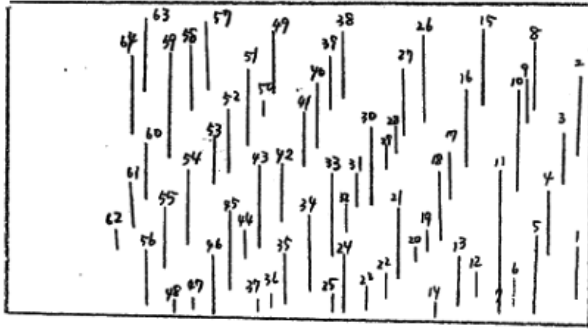


図14 某氏拾集仮名書状 18(102)

図13〈師経 18(84)〉、図14〈拾集 18(102)〉のように、料紙の中央ではなく右端から書き出し、その後上部に書き連ねていくが、決して最初の行よりも右側を超えることはない。書字方向は図6〈某仮名書状（高山寺文書④）『中世』2-22〉のように斜めではないが、C型のポイントは、前の行および前のブロックの冒頭よりも右側に返し書きすることが絶対にない、という点であるとみる。これは、為房妻書状の、前の行の高さを次行が超えることがない、という特徴と同じで、開始点さえ決まれば、あとは右から左へ読んでいけばよい、という役割を果たしているといえる。その意味で、A型の変形であり、現在の組版の「段組」にあたるものととらえてよいと思う。

ただし、文書末をあらわす「あなかく」だけが返し書きされている例もあった。図12〈近衛 11(56)〉である。ここで返し書きされているのは「あなかく」のみなので、C型に分類した。

#### 4 まとめ

まず、為房妻書状と『中古中世仮名書状集』所収資料の散らし書きについてまとめて示す。

##### 為房妻仮名書状

- 付け届けの段落が、視覚的にも、独立した行の塊（ブロック）として表現されている。「(〇〇まいらす) (〇〇は付け届けの中身)」という定型表現で、書状の末尾または冒頭に配置される)
- 伝達内容（段落）と視覚的位置（ブロック）が合致する例は少ない。
- 「返す返す」は頻出する表現だが、書状の決まった位置に現れるなどということはない。
- 文字の大きさは配列順の特定に重要な役割を果たす。

##### 『中古中世仮名書状集』所収資料

- 「あなかしく」が文書の終了を示す印の役割を果たす。
  - 「候」が文の終了を示す印の役割を果たす。
  - 改行位置は文節区切りと一致することが多くなる。
  - 文字の大きさ、墨の濃さなどが配列順を特定するのに重要な手がかりとなる。
- 行配置が複雑化しても読解できる→散らし書きの自由度が上がる

為房妻書状と『中古中世仮名書状集』所収資料の違いが、両者の資料の性質のどの違いに基づくものなのかはまだわからない。『中古中世仮名書状集』所収資料の背景（書写者、書写年代、宛先、目的など）が不明であり、内容の吟味も十分に行うことができていない。そもそも、各書状群に収められた仮名書状が同じ質のものなのかどうかもわからない。よって、今回指摘した両者の散らし書きの差が、単に時代の差なのかどうかも不明である。しかし、ばらばらにみえる仮名書状も、いくつかの型に分類できることがわかった。さらに、とくに共通するB型については、型そのものは共通する面もあるが、為房妻書状との違いも大きかった。その違いは、『中古中世仮名書状集』所収仮名書状に定型表現が多くみられるようになることと深い関わりがあることも指摘した。

このほか、今回は触れられなかったが、『中古中世仮名書状集』所収資料のほうが、文字の大きさや墨の濃さによって「工夫」がこらされており、空間のもつ重要性も増していると感じられる要素が多くみられた。とはいえ、和歌のブロックが最大でも一首（三一字分）に制限されているのに対し、仮名書状におけるそれはさらに多く、料紙の範囲内ではあるが無制限である。この違いは両者の散らし書きの機能の違いに決定に関わっているように思われる。

## 5 〈非散らし書き〉から見えてくるもの

最後に、浅田（2011）が指摘する、散らし書きのみられない資料について確認しておきたい。浅田（2011）によると、以下の通りである。

- 男性の仮名書状では散らし書きが採られない。
- 平安時代においては…（中略）…漢字のみの文（例えば漢詩や、万葉集の漢字本文）を散らしたものは確認できない。
- 片仮名書きで散らしたものは、近代に至るまで見られない。（浅田（2011））

こうした、散らし書きされない例を本稿では仮に〈非散らし書き〉と呼ぶ。〈非散らし書き〉の条件を今回の調査で確認したところ、たしかに、藤原為房の漢文文書には散らし書きはなかった。

また、男性である為房男仮名書状には散らし書きがない（〈藤原為房男書状 不空・三四（97）久曾神 [1]〉など）。ただし、男性の仮名書状であっても、〈藤原為房仮名書状 不空・三二（93）久曾神 [1]〉は行の高低差があり、散らし書きと認めてよいように思う。そのほか、為房仮名書状には、行の高低差は小さいが返し書きがあるものも見られた。

さらに、韻文資料であっても、『綾地切』『秋萩帖』などの草仮名で書かれた和歌には散らし書きはない。

また、『関戸本和漢朗詠集切』のように、漢詩と並び書される場合、言い換えると、漢字と併記される場合の和歌にも散らし書きはない。

為房男仮名書状も、男性の仮名書状であるからというより、かな漢字交じりの表記で、仮名の一文字一文字が独立して連綿が少ないことが、散らし書きされない要因であると考えられる。

このように、散らし書きは連綿が可能な平仮名特有のものである、ということができる。

## 6 今後の課題

本稿では、散らし書きの「線」と「面」という二つの側面に注目して分析を行ってきた。散らし書きの「面」（ブロック）は、音声言語にはない、文字言語に独自の特徴である。この「面」の側面は、空間の管理と密接に関わっており、仮名書道作品においては「美」であり、表現の手段となりうる。一方で、末柄豊「書状史料論のために」が指摘するように、散らし書きにおける「線」と「面」は読解の重要な手がかりでもある。美（表現）と機能は両立しうるが、伝達にとっては必須ではないのかどうか、表記およびことばにとって美とはなにか、機能的・合理的でないものがすなわち美であるのか、

さらに考えたい<sup>10)</sup>。

さらに今回は、韻文資料と仮名書状の散らし書きの比較を行った。韻文資料の散らし書きは独自性が求められるもの、一回性のものであるのに対し、仮名書状の散らし書きは、社会集団で共有されるものということができるのではないだろうか。

そう考えたときに、ではなぜ、散らし書きのような一見非合理的な書式が共有、継承されたのか、ということが問題になってくる。ここでは、福島（1991）が、「定家仮名遣を実践する意義」について「社会集団の形成・維持」「個人の集団への帰属意識の表出」があった、と指摘していることを思い起こしたい。散らし書きもこの条件にあてはまるといえないだろうか。また、福島（1991）は、この条件のために、定家仮名遣には「シンボルとしてのある程度の単純性、完結性が必要」であった、と指摘している。しかし、為房妻書状から女房奉書へ、といった流れを想定したとき、散らし書きは定型化はするものの、必ずしも単純化しているようにはみえない。

たとえば、「後土御門天皇自筆書状」<sup>11)</sup>のような文書では、仮名の連続（「線」）は細かく切断されているようにみえる。仮名書状の散らし書きが複雑化していく過程では、和歌の散らし書きが手本として干渉するといったことはあり得たかもしれないが、両者の関連についてはなお慎重に考えたい。また、たとえば「あなかしく」など末尾表現の定型化によって、伝達内容の推定がしやすくなるといったことが支えとなっていたのではないか。「単純化」「完結性」の位置づけと問い直しの作業も必要になろう。今後の課題としたい。

## 注

- 1) 『時代を映す仮名のかたち—国宝手鑑『見努世友』と古筆の名品—』（出光美術館開館五十周年記念展覧会図録 二〇一六年）「表制集紙背消息 巻四」の項（99p）
- 2) 中川（2021）。以下「前稿」とする。
- 3) 散らし書きにおける「線」と「面」の側面については、末柄豊氏のサイト「書状史料論のために」において『実隆公記紙背文書』（明応4年6月23～26日裏）後土御門天皇女房奉書（第2紙闕）[S0673-6-45] 模写の読解を通じて指摘がある。<http://cliouimg.hi.u-tokyo.ac.jp/>
- 4) 以下をテキストとして用いた。『日本名筆選 12 寸松庵色紙』二玄社 1993、『日本名筆選 13 継色紙』二玄社 1993、『日本名筆選 33 元永本古今和歌集〈下二〉』二玄社 1995、『日本名筆選 35 古筆名品集』二玄社 1995
- 5) 「かはかみにあらふわかなのなかれても／きみかあたりのせにこそよ／らめ」（／は



色紙の替わった位置) (万葉集 2838) は返し書きと解釈せざるを得ない要素が多く判断が難しい例である。その他『継色紙』の返し書きについては、紙の継ぎ方や後世の表装時の改変の可能性も指摘されており (村上1993, 金子2020など), 慎重に扱う必要がある。別稿に譲りたい。

- 6) 浅田 (2011) は元永本古今和歌集における同様の現象について、〈「書籍様式」に「色紙様式」を持ち込〉んだものとみている。また、空間に意味を持たせることができるという点で、和歌における散らし書きは、表現の幅を広げ自由度を高めているのに対し、仮名書状の散らし書きにおける余白は、むしろ内容に対する制限として働いているようにみえる。この点についても今後の課題とした。
- 7) 浅田 (2011) は詞書は散らし書きされないことを指摘する。
- 8) 前稿と同じく、散らし書きを、行の書き出しの位置と行の長さ、書字方向といった要素に抽象化し、線で表すこととする。作業としては、トレーシングペーパーで書状をなぞり、行の配列順を行頭に数字で示した。
- 9) 久曾神 [3] より、各仮名書状の位置づけは以下の通りである。
  - ・文泉抄紙背仮名書状: すべて同筆。受信者は朗澄。送信者不明。書写年次不明。
  - ・近衛兼経仮名書状: すべて同筆。送信者受信者不明。書写年次不明。
  - ・大炊御門師経仮名書状: すべて同筆。送信者受信者不明。書写年次不明。
  - ・某氏拾集仮名書状: 送信者不明。複数。受信者不明。書写年次は「鎌倉時代」某氏拾集仮名書状は参考資料として扱う。以下、各仮名書状集についての説明を引用、要約して示す。

#### 文泉抄紙背仮名書状

- ・原表題は「文泉抄随聞記」。後に添えた表題には「文泉抄随聞雑々記老巻」とあり、右肩に「朗澄」(治承三年乃至建久七年の間活躍)。
- ・第46図は全紙ではないため対象外とする。
- ・「反故紙26枚及び白紙2枚より成っている。」
- ・他に、後白河法皇の院宣あり。承安五年二月四日。

#### 近衛兼経筆仮名書状

- ・「紙背の装飾経は取除かれているが、その焼印によれば(…中略…)五撰家の中でも、近衛家又は九條家あたりでなければならない。」
- ・「内容を参照し伝承筆者「近衛兼経」を無視することはできない。」

#### 大炊御門師経筆仮名書状

- ・「紙背に「因明入正理論義纂要中」が清書してある。」

- ・「〔建武四年十月十日尊経書写〕とあり、書状を集めて冥福を祈る為にその紙背に経典を書写したのである。自身の書状ではなく、父の書状と推定すべきである。」

### 某氏拾集仮名書状

- ・「近衛兼経及び大炊御門師経の場合は冥福を祈る為に故人の書状を集めたのであるが、これは来信などを集め裏に、曼荼羅灌頂大阿闍梨次第、結縁灌頂初夜次第、院尊勝陀羅尼供養導師次第、御願寺御佛開眼次第、理趣三昧導師次第を浄写してあるものである。」
- ・「種々の書状を集めたのであろう」
- ・「文中に、京都関係では、御所、御所様、姫宮、近衛殿、今比叡、高倉殿、日野殿、山下殿などがあり、鎌倉関係では、鎌倉、相模殿、伊豆殿、兵衛入道、兵衛三郎つねかけなどとみえる。」

10) 浅田 (2011) は次のようにいう。「表記資料をあくまで機能的に理解しようとするとき、美的性質の側面は排除されてしまう。しかし、書かれたものからその美的諸性質を捨象することが可能なのだろうか。」

11) 『実隆公記紙背文書』(明応4年6月23～26日裏) 後土御門天皇女房奉書(第2紙闕) [S0673-6-45]

### 【参考文献】

浅田徹(二〇一一)「元永本古今集を読むために―表記史と書道史―」『国語文字史の研究12』(和泉書院)

伊坂淳一(一九八八a)「藤原俊成の用字法・試論―自筆本『廣田社歌合』における機能的用字法―(I)」『学苑』五七七号

伊坂淳一(一九八八b)「藤原俊成の用字法・試論―自筆本『廣田社歌合』における機能的用字法―(II)」『学苑』五七八号

遠藤邦基(二〇〇五)「表記の戯れ」『和歌が書かれるとき(和歌をひらく第二巻)』(岩波書店)

大矢透『仮名遣及仮名字体沿革資料』(第十二面)

金子馨(二〇二〇)「継色紙・高野切第一種の修復報告―調査における知見」『出光美術館紀要』25号

萱のり子(二〇〇五)「元永本の美学」『和歌が書かれるとき(和歌をひらく第二巻)』(岩波書店)

- 五味文彦（一九九二）「八条院関係文書群」『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集  
 末柄豊（二〇一八）『戦国時代の天皇』山川出版社  
 築島裕（一九八一）『日本語の世界 5 仮名』（中央公論社）  
 中川美和（二〇一八）「藤原為房妻書状における定型表現について—依頼表現と感謝表現を中心に」『金城日本語日本文化』九四号  
 中川美和（二〇一九）「藤原為房妻書状における定型表現について（2）—謝罪表現を中心に」『金城日本語日本文化』九五号  
 中川美和（二〇二一）「為房妻書状における「散らし書き」の機能的側面について」『為房妻仮名書状の注釈』青簡舎  
 福島直恭（一九九一）「定家仮名遣の社会的意義」『国語学』一六六集  
 前田富祺（一九九二）「国語文字史研究の課題」『国語文字史の研究』一（和泉書院）  
 村上列（一九九三）「<sup>つぎしきし</sup>継色紙雑考」『大東書道研究』創刊号  
 安田章（一九七一）「仮名文字遺序」『国語国文』四〇—二号  
 矢田勉（一九九八）「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字史の研究 4』（和泉書院）（矢田二〇一二所収）  
 矢田勉（二〇一二）『国語文字・表記史の研究』（汲古書院）  
 矢田勉（二〇一八）「平仮名」【書芸的展開】『日本語学大辞典』東京堂出版  
 屋名池誠（二〇〇三）『横書き登場—日本語表記の近代』（岩波新書）  
 『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店 一九九九年  
 『古筆大辞典』春名好重 淡交社 一九七九年  
 『時代を映す仮名のかたち—国宝手鑑『見努世友』と古筆の名品—』（出光美術館開館五十周年記念展覧会図録）二〇一六年

#### 【調査の対象とした資料】

- ・『日本名筆選 12 寸松庵色紙』二玄社 1993
- ・『日本名筆選 13 継色紙』二玄社 1993
- ・『日本名筆選 33 元永本古今和歌集〈下二〉』二玄社 1995（979~990, 997~1000, 1016~1049, 1099~1100）
- ・『日本名筆選 35 古筆名品集』二玄社 1995
- ・『日本名筆選 42 秋萩帖』二玄社 2004
- ・『日本名跡叢刊 83 平安 関戸本和漢朗詠集切・法輪寺切和漢朗詠集・安宅切和漢朗詠』二玄社 1984

- ・『日本の中世文書―機能と形と国際比較』国立歴史民俗博物館編 企画展図録2018年（『中世』と略）
- ・久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』（風間書房）一九六八年十月（新訂版一九七六年五月・増補改訂版一九九二年八月）
- ・久曾神昇『平安仮名書状集』（汲古書院）一九九二年十一月
- ・久曾神昇『中古中世仮名書状集』（風間書房）二〇〇〇年十二月

### 【参考URL】

e 國寶（国立文化財機構所蔵國寶・重要文化財）元永本古今和歌集 1048  
 NHK高校講座 第16回 仮名の書 散らし書きに挑戦 ～仮名の表現～  
 書状史料論のために（末柄豊氏（東京大学史料編纂所）のサイト）<http://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/> ※『実隆公記紙背文書』（明応4年6月23～26日裏）後土御門天皇女房奉書（第2紙闕）〔S0673-6-45〕  
 東京大学史料編纂所データベース検索 <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>  
 日本古文書ユニオンカタログ <https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w21/search>  
 日本の中世文書 WEB（後土御門天皇自筆書状 文明十二年（1480）二月十一日）  
<https://chuseimonjo.net> <https://chuseimonjo.net/images/chirashi.png>  
 国立博物館所蔵品統合検索システム ColBase <https://colbase.nich.go.jp>

### 【付記】

本稿は、中部日本・日本語学研究会（2022年8月6日）における口頭発表の一部に加筆修正を行ったものである。席上ご意見を賜った参加者の皆様に御礼申し上げます。

（なかがわ・みわ 本学文学部教授）